

自治のオリジン¹⁾

——瀬戸内海の大島における自治活動の手書き日誌——

阿部 安成

(本学部教員)

石居 人也

(一橋大学大学院社会学研究科准教授)

松岡 弘之

(大阪市史料調査会調査員)

origin_1

国立療養所大島青松園の自治会（協和会）に古い日誌があることは、癩そしてハンセン病の歴史について研究したりそれを記述したりするものたちに、よく知られている。

たとえば、同会が編んだみずからの歴史書である『閉ざされた島の昭和史—国立療養所大島青松園入園者自治会五十年史』（大島青松園入園者自治会編集、大島青松園入園者自治会（協和会）発行、1981年。以下『自治会五十年史』とする）は、「本書の編纂にあたっては、その自治会日誌を唯一の頼りとし」たと典拠を明かし（同書「あとがき」²⁾、藤野豊は『編集復刻版 近現代日本ハンセン病問題資料集成』（不二出版）を刊行するにさいして、その補巻4（2004年）を「大島療養所自治会日誌（戦前編）」にあて、「今、大島青松園入所者自治会のもとには、一九三一年以来の膨大な自治会の活動日誌が保管されている。〔中略——引用者による。以下同〕自治会運動の歴史を今日に伝える貴重な資料」（藤野豊「解説」）として、①1931年1月～3月、②1931年3月～8月、③1931年8月～1932年2月、

1) 本稿は2012年度滋賀大学環境総合研究センタープロジェクト研究「療養所空間における〈生環境〉をめぐる実証研究」の成果の1つである。

2) 「その自治会日誌」とは、「青松園の入園者自治会（協和会）の誇り得るものの一つとして、五〇年間、一日も欠かさず書きつがれてきた「自治会日誌」があります」と記されたそれを指している。

④1932年2月～8月、⑤1932年8月～1933年2月、⑥1940年10月～12月、⑦1941年3月～4月、⑧1941年9月～10月の期間の日誌8点を収録した³⁾。同資料集成の戦後編においても、①1948年8月～1949年1月、②1949年5月～7月、③1952年5月、④1952年8月～9月、⑤1952年10月、⑥1952年12月～1953年1月、⑦1953年2月～4月、⑧1953年4月～5月、⑨1953年5月～7月、⑩1953年7月～8月、⑪1953年8月の期間の日誌11点を収録した（なお史料に記された名称は「日誌」と「日記」。大竹章編『編集復刻版 近現代日本ハンセン病問題資料集成』補巻11、不二出版、2006年）⁴⁾。

また、ハンセン病問題に関する検証会議が編集した『ハンセン病問題に関する検証会議最終報告書』（日弁連法務研究財団、2005年）に収録された関連資料1「近現代日本ハンセン病関係年表およびハンセン病文書等」の第2「国、自治体、園の所蔵資料」において、この大島の日誌が「保存状況も良好で、自治会運動^(ママ)にみならず、入所者の生活実態の変化なども知ることができる貴重な資料である」と紹介されている。

癩そしてハンセン病の歴史を研究するものならばかならず手にする3つのテキストが、国立療養所大島青松園自治会の日誌を報せていたのだ。

だが、これら3つのテキストの編集にかかわったものたちは、だれひとりとして、おそらく自治会関係者も、それらのテキスト編纂時に、自治会のニュースであり時報であり、機関紙といってよい逐次刊行物の『報知大島』を手にしていなかった⁵⁾。藁半紙に謄写版で刷られたそれは、2009年にあらためて調査者や在園者に読まれることとなった。現在残る『報知大島』はその創刊号から、いくつかの欠号をはさみながら、8つの綴りに綴じられている。発行の年月日を記載していない『報知大島』創刊号は、1932年3月15日に世に出された。それは、大島での自治組織結成からほぼ1年後のことだった。大島で創設された

³⁾ ただしこの解説は、「自治会日誌」が全体でいつからいつまで何冊あるのかを示していない。「資料集成」に掲載するには粗末な内容の「解説」である。「集成」とは「集大成」でもある（『広辞苑』）のだから。

⁴⁾ この補巻11には国立療養所松丘保養園の予防法改正庶務録と全癩患協事務局の日誌も収録されている。

⁵⁾ この『報知大島』についてはリプリント版を近現代資料刊行会から2012年11月に発行する（阿部安成監修『報知大島』近現代資料刊行会、2012年）。同史料集はこれから刊行する国立療養所大島療青松園史料リプリント版の第1回配本となる。

自治にかかわる逐次刊行物は、団体の始まりからの1年間を記録していない。ある組織の活動を報せるメディアが、その集団の起源を伝えていないのである。自治活動を担う機関の結成時の、また、結成にいたるようすを記録したメディアが、自治会が所蔵する日誌である。

origin_2

2004年3月に初めて大島に渡ったわたしは、まず自治会事務所を訪ねた。そのとき日誌についてのかんたんな説明を聞いたようにおもう。園内発行の総合誌である『藻汐草』の調査と撮影から長田穂波の作品を知り、それを探しにキリスト教霊交会教会堂図書室へと調査場所を移して穂波の日記を見つけ、それからその図書室の蔵書整理へと仕事を展開してゆくなかで、大島へいっても自治会を訪ねることはなくなっていった。キリスト教霊交会の教会堂での作業をとおして前記の『報知大島』を見つけ、そのリプリント版の刊行について自治会にあらためて挨拶にゆき、その所在を知るようになった日誌についても撮影の許可をもとめ、その許可を得てまずは目録をつくることとなった。

現在、自治会事務所の会長たちが執務する事務室のスティール製ロッカーで保管されている自治日誌の書誌情報をここに公開する（目録を後掲）。

さきにふれた『ハンセン病問題に関する検証会議最終報告書』にはまた、「入所者自治会の書庫に、1931^(マ マ)(昭和11)年の自治会結成以来の「日誌」が保存されている」と記されていた。言葉の指し示すところの微妙な違いかもしれないが、日誌は書庫にではなく自治会事務所執務室のロッカーにある。そこには、1931年1月16日に書き始められた日誌から2011年11月30日までのことを記した日誌まで81年にわたる369冊の日誌が収めら



れている。なお自治会では現在も日誌を記し続けている。

大島での自治組織の結成は1931年3月8日だと、自治会によって『自治会五十年史』に記録されている。するとここには「結成」以前の日誌もあるわけだ。また、書庫に押し込めてしまうのではなく、執務する場で手の届くところに収められた日誌の保管のようすには、それをしばしば参照するかどうかはべつとしても、みぢかな目の届くところにそのすべてを置いておくという意味が籠められているのである。いつ書き始められた日誌が、どれだけ、どこにあるのか、は大島での自治を考えてゆくうえで、けして小さくはない情報だとおもう。

ここにとりあげる日誌をどう呼ぶかについて述べておこう。さきにみた『自治会五十年史』には「自治会日誌」と記されていた。わたしもかつてべつな稿でそう呼んだことがあった。後掲の目録をみればわかるとおり、もっとも古い日誌の表紙には「実行委員会／日誌」と、そのつぎのノートには「執行委員会／日誌」と記されている。自治を担う組織を結成してもすぐにそれが「自治会」と名乗られたわけではなく、日誌の表紙、背表紙、裏表紙には「自治会」の語がまるでみえないのである。そこでここにとりあげる日誌の総称を、ひとまず、大島の「自治日誌」と呼ぶこととした。

origin_3

「自治日誌」の目録は、2012年9月上旬に、阿部、石居、松岡の3名によって作成された。年次を区切って、あるいは、書棚ごとに分担を決めて書誌情報を入力していった。作業時の入力項目は後掲の目録よりも多かった。日誌表紙の記載事項を、目録「表題」欄に記入し、ついで日誌の体裁を記録した。当初の日誌はいわゆる大学ノートが用いられ、ついで縦罫紙が綴じられた冊子が、それも和式から様式へとかわる。少なくとも縦罫紙洋綴じの冊子は市販されていたようである。「自治日誌」が収められたロッカーには、未使用のそれが数冊あった。1冊ずつロッカーにならべられた日誌は、ときに数冊がまとめて袋に入っていたり、あるいは1冊に紙カバーをつけてそのうえにその冊子の情報を記したものがあつたり、それが剥がれてしまった冊子があつたり、とつけ終わった日誌は、その後いく



どかの整理の末に現状のようすで保管されてきたとうかがえる。

表紙には、日誌または日記であること、記載内容の始まりと終わりの年月日などとともに、主管する主体、

が記されている。そうした情報が表紙にないばあいには、背表紙や裏表紙の情報でそれを



補った（この情報は「貼紙、背表紙、押印」欄。このあたりの採録は目録作成者3者でかならずしも統一されていなく、「表題」欄と「貼紙、背表紙、押印」欄をともに埋めた作成者もいれば、前者に情報が入っていれば後者の情報があってもそれを記載しなかった作成者もいる）。

なにによって日誌が記されたのかも、この目録には載せた。始まりはペンを用いて、表紙への記載を筆によって。それがやがて、フェルトペン（いわゆるマジックペン。サインペンの表記もある。フェルトペン=太字、サインペン=細字というおおまかな区別をつけた）やボールペンにかわってゆく。背表紙のとくに年月日の印字には、タイプライターやテブラ（KING JIM）様のラベルも用いられるようになる。

origin_4

「自治日誌」には、いつの時点で貼られたのかわからない、通しの番号をふった紙片が貼られている。No.1からNo.70までであるその貼紙は、自治組織「結成」以前の1冊には貼られていない。『自治会五十年史』で「自治会日誌」ととらえられているのだから、「会」が「結成」されるまえは始原以前ということで数えなかったのだろうか。最後のNo.70が貼られた日誌の内容が1951年3月から4月にかけてなので、そのころになにか整理がおこなわれて番号がふられたのかもしれない。No.1からNo.70までのあいだに欠落した番号はない。

「自治日誌」に記載された月日数は一定していない。数か月にわたる冊子もあれば、数日の記載に1冊があてられたばあいもある。したがって本来何冊あったのかはわからないが、少なくとも、①1957年4月21日から同年8月6日までのあいだ、②1958年3月1日から同年4月20日までのあいだ、③1961年12月25日から1962年2月14日までのあいだ、④1934年3月21日から同月31日までのあいだ、⑤1969年2月15日から同年4月5日までの分の日誌がなかった。

また、

205「昭和四十四年十二月十六日／昭和四十五年二月十四日」44.12.16～45.02.14

[背表紙表記の「二月十四日」のうち「二」「十四」が異筆。内容は表記の範囲内。]

206 「昭和四十五年十二月十四日／〃〃〃〃四月五日」 45.12.14～45.04.05

[正しくは「昭和四十五年二月一四日／〃〃〃〃四月五日」。内容は4月6日まで。]

207 「昭和四十五年四月六日／昭和四十五年六月四日」 45.04.06～45.06.04

[内容も背表紙表記のとおり。]

208 「昭和四十五年六月五日／昭和四十五年七月二十二日」 45.06.05～45.07.22

[内容も背表紙表記のとおり。]

209 「昭和四十五年七月二十二日／昭和四十五年九月三日」 45.07.22～45.09.03

[内容も背表紙表記のとおり。]

210 「昭和四十五年八月四日／昭和四十五年十一月十三日」 45.08.04～45.11.13

[正しくは「昭和四十五年九月四日／昭和四十五年十一月十三日」。内容と一致。]

211 「昭和四十五年十一月十三日／昭和四十六年一月六日」 45.11.13～46.01.06

[内容も背表紙のとおり。]

このあたりの年月日表記に乱れがみられる [これは 10 月上旬の再調査によって、[] 内に記したとおり単純な入力ミスにすぎず、残存する日誌の年月日は連続していたとわかった。後掲の目録では誤入力分を訂正しなかった]。もとよりかぎられた日数での目録作成であったため、十分に日誌に記された年月日をきちんと確認する余裕はなく、表紙、背表紙、裏表紙といった日誌の外側の情報を記入するので精一杯だったところがある。不備のある目録ではあるが、記載事項の修正は今後の機会を待つこととする。

origin_5

「自治日誌」を概観して強く印象に残った点は、日誌の多くがきちんとペンなどを用いて記されていることだった。いまのところ、だれがこの日誌をつけていたのかはわからない。逐次刊行物『報知大島』には、同紙がだれによって記されていたのかがいくらかわかるのだが、そのメディアには日誌にかんする情報は、まったくといってよいくらい載っていない。その日誌記載者たちは、ていねいに、きちんと日誌をつけることを自分たちに与

えられた榮譽として、かつ重い責務を自覚しながらその作業をおこなっていたようにみえる。ペンなどによる記述には、ほとんど訂正や追記がない。なにかべつな紙に下書きをしたうえで日誌を清書していたのかもしれないし、あるいは、じっくりと考えながらゆっくりとペンなどをノートにあてていたのかもしれない。日々を記録するそのかたちにおいても、この「自治日誌」は稀有な書史なのである。

あたらしくなるほど、「自治日誌」の冊子には、いくつもの謄写版刷りなどの文書が挟み込まれたり、文書のコピーが貼付されたりしてゆく。1つには日誌の情報量を増やすため、1つには書き写すという手間を省くため、とおもわれる。ただ、ワープロが普及した時代となっても、依然として日々のようすを手書きで記録しているところがおもしろいとおもう。その記し方に担当者によるちがいはあれ、自治組織の創設まえから80年をこえて記録され続けてきた日誌が大島の療養所にある。

「自治日誌」は、大島のキリスト教霊交会と自治会が所蔵する逐次刊行物『報知大島』と⁶⁾、自治会の規則、会則、細則（ひとまず「大島自治会規程集」とする）とを⁷⁾、あわせて読み、理解する必要がある。大島の療養所での自治をめぐる日誌、機関紙、規程集のいずれもようやくその所在がわかり、公開が始まったところである。

この「自治日誌」は、大島に設けられた癩そしてハンセン病をめぐる療養所と、そこに生きた療養者たちについていくつものことがらを明らかにするだろう。おそらくきちんとていねいに日誌のページを繰ったわけではないハンセン病問題に関する検証会議が、それでも、「入所者の生活実態の変化なども知ることができる」といいあてたとおり、療養所における療養者の日々の生活を、ある視野で区切って、ある視点から眺めたそのようすを知

⁶⁾ これが見つかった経緯と目録については、阿部安成「ゆくりなくも－国立療養所大島青松園キリスト教霊交会 2009年4月・5月調査報告」（滋賀大学経済学部 Working Paper Series No.113、2009年6月）と同「かくれんぼの書史－国立療養所大島青松園協和会（自治会）所蔵史料『報知大島』『所報』『全癩患協ニュース』の紹介」（同前 No.159、2011年11月）を参照。

⁷⁾ これが見つかった経緯と目録については、阿部安成「療養所における「自治」論の始線と史料の現在－大島青松園をフィールドとして」（『隔離の百年から共生の明日へ－ハンセン病市民学会年報 2009』2010年3月）を参照。前掲藤野編『編集復刻版 近現代日本ハンセン病問題資料集成』補巻4には1934年4月の「大島療養所患者自治会規則」が、『自治会五十年史』には年次不詳の「協和会会則」が収録されている。

り得るテキストとして「自治日誌」はある。それは自治を司る機関による逐次刊行物『報知大島』紙上にもあらわれていたとおり、自治をめぐる自負や克己や疲倦をもあらわし、ときに自治の政治のようすや権力の策動や、また療養所のなかの管理と統制を記録したテキストでもあろう。それをどのように活用するか、わたしたちは「自治日誌」によって問われているのである。

この「自治日誌」は本稿冒頭に示したとおり、すでにそのごく一部が公開されている。そのさいの注意書きが、「編者・編集部」名による『近現代日本ハンセン病問題資料集成』補巻4刊行にあたって（前掲藤野編『編集復刻版 近現代日本ハンセン病問題資料集成』補巻4、所収）にみえる。補巻4刊行にあたって掲示したと記されているが、そこにはこの資料集成刊行にさいして各巻に共通して刊行の原則を示したようだ。史料公開への配慮は、

一、資料中の療養所入園者・園外の患者の方々の氏名については、全国ハンセン病療養所入所者協議会及び各入所者自治会と相談し、園内の通名・ペンネームでなく、個人が特定されることによって人権が侵害されるおそれのある場合は、伏せ字を施した。／同様に本人を特定する可能性のある出生地・出身学校などの情報についても伏せ字を施した。

との項と、

一、資料の中には人権の視点から見て不適切な語句・表現・論が見られるが、復刻という性質上、そのまま収録した。

との項が説いている。前者はなにを、なぜあらわさないか（もっとも第1文の文意がとりにくい）、後者はなにを、なぜあらわすかについて述べている。

わたしたちも、わたしたちなりに公開のための手立てを議論し、できるだけその議論をも広く発信しながら、その手立てを考えてゆきたいとおもう。

大島の「自治日誌」には、自治活動を司る組織の結成以前についての記録があり、そこに着目して本稿の論題に「オリジン」の語を用いた。それにくわえてこの日誌群の意義は、手書きでいねいに、しかも現在にいたるまで綴られつづけていることにあるとおもう。

origin_6

「自治日誌」目録をつくるにあたって、倉庫にあった^{ふた}二山の文書群を自治会事務スタッフからみせられた。これらもこれまで知られていなかった史料である。本稿にこの目録も収載した（松岡作成）。

本稿に収載した「自治日誌」はすでに記したとおり3名によって作成



された。かならずしも統一のとれていない記載事項もある。この目録は大島青松園自治会（協和会）長の許可を得て公開した。本稿の本文は阿部が執筆した。

国立療養所大島青松園
協和会(自治会)所蔵「自治日誌」

目録番号	表 題	貼紙、背表紙、押印	体裁	筆 記 具	サイズ
1	実行委員会/日誌/自昭和六年一月十六日/至昭和六年三月八日	*	NOTE-BOOK Nippon Note Gakuyohin Co.Ltd	ペン	24×16
2	執行委員会/日誌/昭和六年三月八日以降/同年八月廿七日迄	「No.1」(表紙貼紙)	NOTE-BOOK Nippon Note Gakuyohin Co.Ltd	ペン	24×16
3	常務委員会/日誌/自昭和六年八月廿八日/至昭和七年二月二十四日	「No.2」(表紙貼紙)	NOTE-BOOK Nippon Note Gakuyohin Co.Ltd	ペン	24×16
4	常務委員会/日記/自昭和七年二月廿五日/至同年八月廿四日	「No.3」(表紙貼紙)	NOTE-BOOK Nippon Note Gakuyohin Co.Ltd	ペン	24×16
5	常務委員会/日誌/自昭和七年八月二十五日/至昭和八年二月十九日	「No.4」(表紙貼紙)	NOTE BOOK Nippon Note Gakuyohin Co.Ltd	ペン	24×16
6	自昭和八年二月二拾一日/至同年三月二十四日/日記帖/常務委員会	「No.5」(表紙貼紙)	NOTE BOOK Nippon Note Gakuyohin Co.Ltd	ペン	24×16
7	自昭和八年三月廿三日/至同年九月廿三日/日記帖/常務委員会	「No.6」(表紙貼紙)	NOTE BOOK Nippon Note Gakuyohin Co.Ltd	ペン	24×16
8	日記/自昭和八年/九月二十四日/至昭和九年/三月二十六日/常務委員会	「No.7」(表紙貼紙)	Note Book BUD	ペン、表紙のみ筆	24×16
9	常務委員会/日記帳/自昭和九年三月二十七日/至昭和九年九月三十日	「No.8」(表紙貼紙)	NOTE BOOK	ペン	24×16
10	常務委員会/日記帳/自昭和九年十月一日/至昭和十年三月二十三日	「No.9」(表紙貼紙)	NOTE BOOK	ペン	24×16
11	常務委員会/日記帳/自昭和十三年三月廿四日/至昭和十年九月三十日	「No.10」(表紙貼紙)	NOTE BOOK BUD	ペン	24×16
12	常務委員会/日記帳/自昭和十年十月一日/至昭和十一年四月十一日	「No.11」(表紙貼紙)	NISSHO-NOTE Nippon Note Gakuyohin Co.Ltd	ペン	24×16
13	常務委員会/日記帳/自昭和十一年四月十二日/至昭和十一年拾貳月卅一日	「No.12」(表紙貼紙)	NISSHO-NOTE Nippon Note Gakuyohin Co.Ltd	ペン	24×16
14	昭和拾貳年/自壹月壹日/至四月四日/日記帳/常務委員会	「No.13」(表紙貼紙)	Bunkwa Note Nippon Note Gakuyohin Co.Ltd	ペン	24×16
15	常務委員会/日記帳/自昭和拾貳年四月四日/至昭和拾貳年九月卅日	「No.14」(表紙貼紙)	KOKUSAN/NOTE BOOK	ペン	20×16
16	常務委員会/日記帳/自昭和十二年十月一日/至昭和十三年四月三日	「No.15」(表紙貼紙)	KOKUSAN/NOTE BOOK	ペン	20×16
17	常務委員会/日記帳/自昭和拾参年四月三日/至昭和拾参年九月卅日	「No.16」(表紙貼紙)	KOKUSAN/NOTE BOOK	ペン	20×16
18	常務委員会/日記帳/自昭和拾参年十月一日/至昭和拾四年四月三日	「No.17」(表紙貼紙)	KOKUSAN/NOTE BOOK	ペン	20×16
19	常務委員会/日記帳/自昭和拾四年四月三日/至昭和拾四年拾月九日	「No.18」(表紙貼紙)	KOKUSAN/NOTE BOOK	ペン	20×16
20	日記帳/常務委員会/自昭和拾四年拾月拾日/至昭和拾五年二月拾日	「No.19」(表紙貼紙)	KOKUSAN/NOTE BOOK	ペン、表紙のみ筆	20×16
21	日記帳/常務委員会/自昭和拾五年二月十一日/至昭和拾五年四月四日	「No.20」(表紙貼紙)	KOKUSAN/NOTE BOOK	ペン	20×16
22	日記帳/常務委員会/自昭和拾五年四月三日/至昭和拾五年五月九日	「No.21」(表紙赤ペン書き)、貼紙(裏表紙)、「常務委員会之印」朱印(表紙)	KOKUSAN/NOTE BOOK	ペン	20×16
23	日記帳/常務委員会/自昭和拾五年五月拾日/至昭和拾五年六月廿日	「No.22」(表紙赤ペン書き)、貼紙(裏表紙)、「常務委員会之印」朱印(表紙)	NOTE BOOK	ペン、表紙のみ筆	20×16
24	日記帳/自昭和十五年六月廿一日/至昭和十五年八月五日/常務委員会	「No.23」(表紙赤ペン書き)、貼紙(裏表紙)、「常務委員会之印」朱印(表紙)	NOTE BOOK	ペン、表紙のみ筆	20×16
25	日記帳/自昭和十五年八月六日/至昭和十五年十月十四日/常務委員会	「No.24」(表紙赤ペン書き)、貼紙(裏表紙)、「常務委員会之印」朱印(表紙)	NOTE BOOK	ペン、表紙のみ筆	20×16
26	日記帖/自昭和十五年十月十四日/至昭和十五年十二月二十四日/常務委員会	「No.25」(表紙赤ペン書き)、貼紙(裏表紙)、「常務委員会之印」朱印(表紙)	NOTE BOOK	ペン、表紙のみ筆	20×16
27	日記帖/自昭和十五年十二月二十五日/至昭和十六年二月二十八日/常務委員会	「No.26」(表紙貼紙)、「常務委員会之印」朱印(表紙)	NOTE BOOK	ペン、表紙のみ筆	20×16
28	日記帳/自昭和十六年三月一日/至昭和十六年四月五日	「No.27」(表紙貼紙)、「常務委員会之印」朱印(中厚)	*	ペン、中厚のみ筆	19.5×16
29	日記帳/自昭和十六年四月三日/至昭和十六年七月四日	「No.28」(裏表紙貼紙)、「常務委員会之印」朱印(中厚)	*	ペン、中厚のみ筆	19.5×16
30	日記帳/自昭和十六年七月五日/至昭和十六年八月卅一日	「No.29」(表紙貼紙)、「常務委員会之印」朱印(表紙)	NOTE BOOK	ペン、表紙のみ筆	20×16
31	日記帳/自昭和十六年九月一日/至昭和十六年十月二十七日	「No.30」(表紙貼紙)、「常務委員会之印」朱印(表紙)	Note Book/Made of Paper/Specially Prepared in Japan	ペン、表紙のみ筆	20×16
32	日記帳/自昭和十六年十月廿八日/至昭和十六年 月 日	「No.31」(表紙貼紙)	NOTE BOOK	ペン、表紙のみフェルトペン	20×15
33	日記帳/自昭和十七年二月二日/至昭和十七年四月十五日	「No.32」(表紙貼紙)	NOTE BOOK	ペン	20×15
34	日記帳/昭和十七年度/一の其	「No.33」(裏表紙貼紙)	NOTE BOOK	ペン	21×15
35	日記帳/昭和十七年度/其の二	「No.34」(裏表紙貼紙)	NOTE BOOK	ペン	21×15
36	日記帳/昭和十七年度/其の三	「No.35」(裏表紙貼紙)	NOTE BOOK	ペン	20×15
37	日記帳/昭和拾八年/一月以降	「No.36」(裏表紙貼紙)	NOTE BOOK	ペン	21×15
38	日記帳/昭和十八年/三月末日以降	「No.37」(裏表紙貼紙)	NOTE BOOK(推定)	ペン	21×15
39	日記帳/昭和拾八年度/五月以降	「No.38」(表紙貼紙)	NOTE BOOK	ペン	21×15
40	日記帳/昭和拾八年度/八月以降	「No.39」(表紙貼紙)	*	ペン	20.5×15
41	日記帳/昭和拾九年/壹月六日以降/三月参拾日迄	「No.40」(表紙貼紙)	*	ペン	25×18.5
42	日記帳/昭和拾九年/参月参拾壹日以降/五月十七日迄	「No.41」(表紙貼紙)	*	ペン	25×18.5
43	日記帳(貳)/自昭和十九年五月十八日/至同十一月十九日	「No.42」(裏表紙貼紙)、「協和会印」朱印(表紙、冒頭)	*	ペン	20.5×15
44	日記帳Ⅲ/常務委員会用/自昭和十九年十一月廿日/至昭和二十年一月卅一日	「No.43」(表紙貼紙)、「協和会印」副総代印」朱印(表紙)	*	ペン	25×18
45	日記帖Ⅳ/常務委員会/自昭和二十年二月一日/至昭和二十年四月二十二日	「No.44」(表紙貼紙)、「協和会印」朱印(表紙)	*	ペン	25×18
46	日記帖/常務委員会/自昭和二十年4月23日/至昭和二十年11月15日	「No.45」(表紙貼紙)	*	ペン	19.5×15
47	日記帳/自昭和二十年11月16日/至昭和二十一年3月23日	「No.46」(表紙貼紙)	*	ペン	25×18
48	日記帳/自、昭和二十一年三月二十四日/至、昭和二十一年六月二十日	「No.47」(裏表紙貼紙)	*	ペン	19×13.5
49	日誌/常務委員会/自昭和二十一年6月21日/至昭和二十一年8月15日	「No.48」(表紙貼紙)、「協和会」朱印(表紙)	*	ペン、表紙のみ筆	25×18
50	日誌/常務委員会/自昭和二十一年八月十六日/至昭和同年十月二十日	「No.49」(表紙貼紙)	*	ペン、表紙のみ筆	25×18
51	日誌/常務委員会/自昭和廿一年十月廿日/至昭和二十一年12月18日	「No.50」(表紙貼紙)、「協和会印」朱印(表紙)	*	ペン、表紙のみ筆	25×18
52	日記/常務委員会/自昭和二十一年12月19日/至昭和二十二年2月25日	「No.51」(表紙貼紙)	NOTE BOOK	ペン、表紙のみ筆	20.5×15
53	(壹)/日記/(1)常務委員会/自昭和二十二年2月26日/至昭和二十二年4月19日	「No.52」(裏表紙貼紙)、「協和会印」朱印(表紙)	縦罫紙和綴じ	ペン	25.5×18
54	(貳)/日記/(2)常務委員会/自昭和二十二年4月20日/至昭和二十二年6月21日	「No.53」(裏表紙貼紙)、「協和会印」朱印(表紙)	縦罫紙和綴じ	ペン	25×18
55	22年	「No.54」(表紙貼紙)	*	ペン	19.5×14
56	(四)日記/常務委員会/自昭和二十二年8月12日/至昭和同年10月7日	「No.55」(表紙貼紙)	縦罫紙和綴じ	ペン、表紙のみ筆	24.5×17
57	(五)日記/常務委員会/自昭和二十二年10月8日/至昭和二十二年11月30日	「No.56」(表紙貼紙)	縦罫紙和綴じ	ペン、表紙のみ筆	24.5×17
58	(六)日記/常務委員会/自昭和二十二年12月1日/至昭和二十三年1月2日	「No.57」(表紙貼紙)	縦罫紙和綴じ	ペン、表紙のみ筆	19.5×15
59	(七)日記/常務委員会/自昭和二十三年1月3日/至昭和同年2月7日	「No.58」(表紙貼紙)	縦罫紙和綴じ	ペン、表紙のみ筆	19.5×15
60	(八)日記/常務委員会/自昭和二十三年2月8日/至昭和二十三年3月7日	「No.59」(表紙貼紙)	NOTE BOOK	ペン、表紙のみ筆	21×15
61	(九)日記/常務委員会/自昭和二十三年3月8日/至昭和二十三年4月10日	「No.60」(表紙貼紙)	*	ペン、表紙のみ筆	19.5×15
62	常務委員会/自昭和二十三年4月10日/至昭和二十三年8月28日/日記	「協和会印」朱印(表紙)	縦罫紙和綴じ	ペン、表紙のみ筆	31.5×23
63	常務委員会/日誌/昭和二十三年八月二十九日自、昭和二十四年一月二二日至	「協和会印」朱印(表紙)	縦罫紙和綴じ	ペン	31.5×23
64	昭和二十四年一月以降/自一月二十一日/至五月二日/常務委員会日誌/協和会	「No.61」(表紙貼紙)、「協和会印」朱印(表紙)	縦罫紙和綴じ	ペン、表紙のみ筆	31.5×23
65	自昭和二十四年五月三日/至昭和二十四年七月三十一日/常務委員会日誌/協和会	「No.62」(裏表紙貼紙)	*	ペン、表紙のみ筆	27.5×19.5
66	自昭和二十四年八月一日/至昭和二十四年十一月二十一日/常務委員会日誌/協和会	「No.63」(表紙貼紙)、「協和会印」朱印(表紙)	縦罫紙和綴じ	ペン、表紙のみ筆	28×19.5

国立療養所大島青松園
協和会(自治会)所蔵「自治日誌」

67	自昭和二十四年十一月二十二日/至昭和二十五年三月十八日/常務員会日誌/協和会	「No.64」(表紙貼紙)	縦罫紙和綴じ	ペン、表紙のみ筆	27.5×19.5
68	常務員会日誌/自昭和25年/3月19日/至昭和26年/4月5日/協和会	「No.65」(表紙貼紙)	NOTE BOOK	ペン、表紙のみ筆	21×15.5
69	自昭和二十五年四月六日/至同年六月四日/常務員会日誌/協和会	「No.66」(表紙貼紙)	ノートに紙カバー	ペン、表紙のみ筆	21×15.5
70	自昭和二十五年六月五日/至"二十五年八月二十七日/常務員会日誌/協和会	「No.67」(表紙貼紙)	ノートに紙カバー	ペン、表紙のみ筆	21×15.5
71	自昭和二十五年八月二十八日/至"二十五年十月三十一日/常務員会日誌/協和会	「No.68」(表紙貼紙)	ノートに紙カバー	ペン、表紙のみ筆	21×15.5
72	自昭和二十五年十一月一日/至"二十六年三月六日/常務員会日誌/協和会	「No.69」(表紙貼紙)	ノートと和綴じ紙カバー	ペン、表紙のみ筆	21×15.5
73	自昭和二十六年三月七日/至昭和二十六年四月二日/常務員会日誌/協和会	「No.70」(表紙貼紙)	ノートに紙カバー	ペン、表紙のみ筆	25.5×18.5
74	昭和二十六年自四月二日/至七月十日/日記/協和会	「二十六年四月一七日」(背表紙貼紙)	縦罫紙洋綴じ(背表紙臙脂)	ペン	26×18
75	昭和二十六年自七月十一日/至十月三日/日記/協和会	「二十六年七月一十月」(背表紙貼紙)	縦罫紙洋綴じ(背表紙臙脂)	ペン	26×18
76	昭和二十六年十月四日/昭和二十七年二月五日/日記/協和会	「二十六年十月一二月」(背表紙貼紙)	縦罫紙洋綴じ(背表紙臙脂)	ペン	26×18
77	昭和二十七年自二月六日/至四月二十二日/日記/協和会	「二十七年二月一四月」(背表紙貼紙)	縦罫紙洋綴じ(背表紙臙脂)	ペン	26×18
78	昭和二十七年自四月二十三日/至七月二十五日/日記/協和会	「二十七年四月一七月」(背表紙貼紙)、「総代之印」(表紙)	縦罫紙洋綴じ(背表紙臙脂)	ペン	26×18
79	昭和二十七年自七月二十六日/至拾月五日/日記/協和会	「二十七年七月一十月」(背表紙貼紙)、「総代之印」(表紙)	縦罫紙洋綴じ(背表紙臙脂)	ペン	26×18
80	昭和二十七年自拾月六日/至拾貳月拾六日/日記/協和会	「二十七年十月一十二月」(背表紙貼紙)、「総代之印」(表紙)	縦罫紙洋綴じ(背表紙臙脂)	ペン	26×18
81	自昭和二十七年十二月十七日/至二十八年二月廿五日	「二十七年十二月一二月」(背表紙貼紙)、「総代之印」(表紙)	縦罫紙洋綴じ(背表紙臙脂)	ペン	26×18
82	昭和二十八年十二月二日/昭和二十九年一月廿日/日記/総代	「二十八年十二月一二月」(背表紙)	縦罫紙和綴じ	ペン	26×18
83	自昭和二十八年二月廿五日/至昭和二十八年四月十二日/日記/協和会	「二十八年二月一四月」(背表紙貼紙)	縦罫紙洋綴じ(背表紙臙脂)	ペン	26×18
84	自昭和二十八年四月十三日/至昭和二十八年五月二十二日/日記/協和会	「二十八年四月一五月」(背表紙貼紙)	縦罫紙洋綴じ(背表紙臙脂)	ペン	26×18
85	自昭和二十八年五月二十三日/至昭和二十八年七月四日/日記/協和会	「二十八年五月一七月」(背表紙)	縦罫紙和綴じ	ペン	26×18
86	自昭和二十八年七月五日/至昭和二十八年八月十五日/日記/協和会	「二十八年七月一八月」(背表紙)	縦罫紙和綴じ	ペン	26×18
87	自昭和二十八年八月十七日/昭和二十八年十月十日/日記/協和会	「二十八年八月一十月」(背表紙)	縦罫紙和綴じ	ペン	26×18
88	昭和二十八年十月十一日/昭和二十八年十二月一日/日記/総代	「二十八年十月一十二月」(背表紙)	縦罫紙和綴じ	ペン	26×18
89	昭和二十九年一月二十一日/昭和二十九年三月四日/日記/総代	「二十九年一月一三月」(背表紙)	縦罫紙洋綴じ(背表紙茶)	ペン	26×18
90	自昭和二十九年三月五日/至昭和二十九年四月二日/日記/協和会	「二十九年三月一四月」(背表紙貼紙)	縦罫紙洋綴じ(背表紙茶)	ペン	26×18
91	自昭和二十九年四月三十日/至昭和二十九年七月十六日/日記/協和会	「二十九年四月一七月」(背表紙貼紙)	縦罫紙洋綴じ(背表紙茶)	ペン	26×18
92	自昭和二十九年七月十七日/至昭和二十九年十月十三日/日記/協和会	「二十九年七月一十月」(背表紙貼紙)	縦罫紙洋綴じ(背表紙茶)	ペン	26×18
93	昭和二十九年十月十四日自/昭和二十九年十二月二十八日自/日記/総代	「二十九年十月一十二月」(背表紙貼紙)	縦罫紙洋綴じ(背表紙茶)	ペン	26×18
94	昭和二十九年十二月二十九日自/昭和三十年二月二十八日自/日記/総代	「二十九年十二月一二月」(背表紙貼紙)	縦罫紙洋綴じ(背表紙茶)	ペン	26×18
95	自昭和三十年三月一日/至昭和三十年三月二十九日/日記/総代	「三十年三月一三月」(背表紙貼紙)	縦罫紙洋綴じ(背表紙茶)	ペン	26×18
96	自昭和三十年三月三十日/至昭和三十年四月三十日/日誌/協和会	「三十年三月一四月」(背表紙貼紙)	縦罫紙洋綴じ(背表紙臙脂)	ペン	26×18
97	自昭和三十年五月一日/至昭和三十年六月十一日/日誌/協和会	「三十年五月一六月」(背表紙貼紙)	縦罫紙洋綴じ(背表紙臙脂)	ペン	26×18
98	自昭和三十年六月十二日/至昭和三十年七月二十日/日誌/協和会	「三十年六月一七月」(背表紙貼紙)	縦罫紙洋綴じ(背表紙臙脂)	ペン	26×18
99	自昭和三十年七月二日/至昭和三十年七月二日/日誌/協和会	「三十年七月一九月」(背表紙貼紙)	縦罫紙洋綴じ(背表紙臙脂)	ペン	26×18
100	自昭和三十年九月二日/至昭和三十年十月五日/日誌/協和会	「三十年九月一十月」(背表紙貼紙)	縦罫紙洋綴じ(背表紙臙脂)	ペン	26×18
101	自昭和三十一年十月八日/至昭和三十一年十一月十七日/日誌/総代	「三十一年十月一十一月」(背表紙貼紙)	縦罫紙洋綴じ(背表紙藍)	ペン、一部朱文字あり	26×18
102	自昭和三十一年十月十六日/至昭和三十一年十一月十一日/日誌/協和会	「三十一年十月一十一月」(背表紙貼紙)	縦罫紙洋綴じ(背表紙藍)	ペン	26×18
103	自昭和三十一年十一月十一日/至昭和三十一年十二月十五日/日誌/協和会	「三十一年十一月一十二月」(背表紙貼紙)	縦罫紙洋綴じ(背表紙藍)	ペン	26×18
104	自昭和三十一年十二月十六日/至昭和三十一年一月二三日/日誌/協和会	「三十一年十二月一一月」(背表紙貼紙)	縦罫紙洋綴じ(背表紙藍)	ペン	26×18
105	自昭和三十一年一月二十四日/至昭和三十一年三月一日/日誌/協和会	「三十一年一月一三月」(背表紙貼紙)	縦罫紙洋綴じ(背表紙藍)	ペン	26×18
106	自昭和三十一年三月一日/至昭和三十一年三月三十一日/日誌/総代	「三十一年三月一三月」(背表紙貼紙)	縦罫紙洋綴じ(背表紙藍)	ペン	26×18
107	自昭和三十一年四月一日/至昭和三十一年五月八日/日誌/総代	「三十一年四月一五月」(背表紙貼紙)	縦罫紙洋綴じ(背表紙藍)	ペン	26×18
108	自昭和三十一年五月九日/至昭和三十一年六月一日/日誌/総代	「三十一年五月一六月」(背表紙貼紙)	縦罫紙洋綴じ(背表紙藍)	ペン	26×18
109	自昭和三十一年六月一七日/至昭和三十一年七月二日/日誌/総代	「三十一年六月一七月」(背表紙貼紙)	縦罫紙洋綴じ(背表紙藍)	ペン	26×18
110	自昭和参拾一年拾一日/至昭和参拾一年拾貳月廿日/日誌/総代	「三十一年十一月一二月」(背表紙貼紙)	縦罫紙洋綴じ(背表紙藍)	ペン	26×18
111	自昭和三十一年二月二日/至昭和三十一年二月五日/日誌/総代	「三十一年十二月一二月」(背表紙貼紙)	縦罫紙洋綴じ(背表紙藍)	ペン	26×18
112	自昭和三十一年七月二十三日/至昭和三十一年八月二十二日/日誌/総代	「三十一年七月一八月」(背表紙貼紙)	縦罫紙洋綴じ(背表紙藍)	ペン	26×18
113	自昭和三十一年八月二十三日/至昭和三十一年十月七日/日誌/総代	「三十一年八月一十月」(背表紙貼紙)	縦罫紙洋綴じ(背表紙藍)	ペン	26×18
114	自昭和三十一年二月六日/至昭和三十一年二月二日/日誌/総代	「三十一年二月一二月」(背表紙貼紙)	縦罫紙洋綴じ(背表紙藍)	ペン	26×18
115	自昭和卅三年参月廿参日/至昭和卅三年参月廿八日/日誌/総代	「三十三年一月一二月」(背表紙貼紙)	縦罫紙洋綴じ(背表紙藍)	ペン	26×18
116	自昭和卅二年十月四日/至昭和卅三年参月廿二日/日誌/総代	「三十三年十二月一一月」(背表紙貼紙)	縦罫紙洋綴じ(背表紙藍)	ペン	26×18
117	自昭和卅二年拾月参日/至昭和卅二年拾貳月参日/日誌/総代	「三十三年十月一十二月」(背表紙貼紙)	縦罫紙洋綴じ(背表紙藍)	ペン	26×18
118	自昭和卅二年三月一日/至昭和卅二年四月十八日/日誌/総代	「三十三年三月一四月」(背表紙貼紙)	縦罫紙洋綴じ(背表紙藍)	ペン	26×18
119	自昭和三十三年四月十九日/至昭和三十三年六月十日/日誌/総代	「三十三年四月一六月」(背表紙貼紙)	縦罫紙洋綴じ(背表紙藍)	ペン	26×18
120	自昭和三十三年六月十一日/至昭和三十三年八月六日/日誌/総代	「三十三年六月一八月」(背表紙貼紙)	縦罫紙洋綴じ(背表紙藍)	ペン	26×18
121	自昭和三十三年八月七日/至昭和三十三年九月三十日/日誌/総代	「三十三年八月一九月」(背表紙貼紙)	縦罫紙洋綴じ(背表紙藍)	ペン	26×18
122	昭和三十三年三月一日/" " 四月二十日/日誌/総代	「三十三年三月一四月」(背表紙貼紙)	縦罫紙洋綴じ(背表紙藍)	ペン	26×18
123	昭和三十三年四月二十一日/" " 六月二十六日/日誌/総代	「三十三年四月一六月」(背表紙貼紙)	縦罫紙洋綴じ(背表紙藍)	ペン	26×18
124	自三十三年六月二十七日/至三十三年九月九日/日誌/協和会	「三十三年六月一九月」(背表紙貼紙)	縦罫紙洋綴じ(背表紙藍)	ペン	26×18
125	昭和三十三年九月十日/" " 十二月十日/日誌/協和会	「三十三年九月一十二月」(背表紙貼紙)	縦罫紙洋綴じ(背表紙藍)	ペン	26×18
126	昭和三十三年十二月十日/" " 三十四年二月十六日/日誌/協和会	「三十三年十二月一二月」(背表紙貼紙)	縦罫紙洋綴じ(背表紙藍)	ペン	26×18
127	昭和三十四年二月十七日/" " 二月十八日/日誌/協和会	「三十四年二月一二月」(背表紙貼紙)	縦罫紙洋綴じ(背表紙藍)	ペン	26×18
128	昭和三十四年三月一日/" " 四月一日/日誌/総代	「三十四年三月一四月」(背表紙貼紙)	縦罫紙洋綴じ(背表紙藍)	ペン	26×18
129	昭和三十四年四月六日/" " 五月二日/日誌/協和会	「三十四年四月一五月」(背表紙貼紙)	縦罫紙洋綴じ(背表紙藍)	ペン	26×18
130	昭和三十四年五月二日/" " 七月二日/日誌/総代	*	縦罫紙洋綴じ	ペン、表紙のみフェルトペン	27×18.5
131	昭和三十四年七月二日/" " 九月二日/日誌/総代	*	縦罫紙洋綴じ	ペン、表紙のみフェルトペン	27×18.5
132	昭和三十四年九月二日/" " 一〇月三〇日/日誌/協和会	*	縦罫紙洋綴じ	ペン、表紙のみフェルトペン	27×18.5
133	昭和三十四年十一月一日/" " 十二月十四日/日誌/総代	*	縦罫紙和綴じ	ペン、表紙のみフェルトペン	26×18

国立療養所大島青松園
協和会(自治会)所蔵「自治日誌」

134	昭和三十四年一月二五日／〃〃三十五〃一月二七日／日誌／協和会	*	縦罫紙と綴じ	ペン、表紙のみフェルトペン	26×18	
135	昭和三十五年一月二七日／〃〃二月二九日／日誌／協和会	*	縦罫紙と綴じ	ペン、表紙のみフェルトペン	26×18	
136	昭和三十五年三月一日／昭和三十五年四月八日／日誌／総代	*	縦罫紙と綴じ	ペン、表紙のみ筆	26×18	
137	昭和三十五年四月九日／昭和三十五年五月二十二日／日誌／総代	*	縦罫紙と綴じ	ペン、表紙のみフェルトペン	26×18	
138	昭和三十五年五月二十三日／〃〃〃七月三日／日誌／総代	*	縦罫紙と綴じ	ペン、表紙のみフェルトペン	26×18	
139	昭和三十五年七月五日／〃〃〃八月十三日／日誌／総代	*	縦罫紙と綴じ	ペン、表紙のみフェルトペン	27×18.5	
140	昭和三十五年八月十三日／〃〃〃十月五日／日誌／協和会	*	縦罫紙と綴じ	ペン、表紙のみフェルトペン	27×18.5	
141	昭和三十五年十月六日／〃〃〃十二月十六日／日誌／協和会	*	縦罫紙と綴じ	ペン、表紙のみフェルトペン	27×18.5	
142	昭和三十五年十一月一日／〃〃〃三十二年二月十日／日誌／協和会	*	縦罫紙と綴じ	ペン、表紙のみフェルトペン	27×18.5	
143	昭和三十六年二月十一日／〃〃〃二月二八日／日誌／協和会	*	縦罫紙と綴じ	ペン、表紙のみフェルトペン	27×18.5	
144	昭和三十六年三月一日／〃〃〃四月九日／日誌／総代	*	縦罫紙と綴じ	ペン、表紙のみフェルトペン	26×18.5	
145	昭和三十六年四月十日／〃〃〃五月二十三日／日誌／総代	*	縦罫紙と綴じ	ペン、表紙のみフェルトペン	26×18.5	
146	昭和三十六年五月二四日／〃〃〃七月一日／日誌／協和会	*	縦罫紙と綴じ	ペン、表紙のみフェルトペン	26×18.5	
147	昭和三十六年七月十九日／〃〃〃八月二十二日／日誌	*	縦罫紙と綴じ	ペン、表紙のみフェルトペン	26×18.5	
148	昭和三十六年八月二三日／同、同、九月二八日／日誌／協和会	*	縦罫紙と綴じ	ペン、表紙のみフェルトペン	26×18.5	
149	昭和三十六年九月二九日／同、同、一〇月二〇日／日誌／協和会	*	縦罫紙と綴じ	ペン、表紙のみフェルトペン	26×18.5	
150	昭和三十六年十一月十日／同、同、十二月二十四日／協和会日誌	*	縦罫紙と綴じ	ペン、表紙のみフェルトペン	26×18.5	
151	昭和三十七年二月十五日／同、同、三月三十一日／協和会日誌	*	縦罫紙と綴じ	ペン、表紙のみフェルトペン	26×18.5	
152	昭和三十七年／四月一日自／五月十六日至／日誌	*	縦罫紙と綴じ	ペン、表紙のみフェルトペン	26×18.5	
153*	昭和三十七年／自五月十七日／至七月十一日(背表紙)		縦罫紙と綴じ	ペン	26×18.5	
154*	昭和三十七年／自七月十二日／至八月二十一日(背表紙)		縦罫紙と綴じ	ペン	26×18.5	
155*	昭和三十七年／自八月二十二日／至九月二十五日(背表紙)		縦罫紙と綴じ	ペン	26×18.5	
156*	昭和三十七年／自九月二十六日／至十月二十八日(背表紙)		縦罫紙と綴じ	ペン	26×18.5	
157*	昭和三十七年／自十月二十九日／至十二月十二日(背表紙)		縦罫紙と綴じ	ペン	26×18.5	
158*	昭和三十七年自十二月十三日／至二月四日(背表紙)		縦罫紙と綴じ	ペン	26×18.5	
159*	昭和三十八年二月五日／至三月二十八日(背表紙)		縦罫紙と綴じ	ペン	26×18.5	
160*	昭和三十八年／自三月二十九日／至五月十日(背表紙)		縦罫紙と綴じ	ペン	26×18.5	
161*	昭和三十八年／自五月十日／至六月十四日(背表紙)		縦罫紙と綴じ	ペン	26×18.5	
162*	昭和三十八年／六月十四日／七月二十九日(背表紙)		縦罫紙と綴じ	ペン	26×18.5	
163*	昭和三十八年／七月二十九日／九月十四日(背表紙)		縦罫紙と綴じ	ペン、ボールペン	26×18.5	
164*	昭和三十八年／九月十五日／十月二十二日(背表紙)		縦罫紙と綴じ	ペン	26×18.5	
165*	昭和三十八年／十月二十二日／十一月二十七日(背表紙)		縦罫紙と綴じ	ペン	26×18.5	
166*	昭和三十八年／十一月二十八日／十二月三十日(背表紙)		縦罫紙と綴じ	ペン	26×18.5	
167*	昭和三十八年／十二月三十一日／二月十八日(背表紙)		縦罫紙と綴じ	ペン	26×18.5	
168*	昭和三十九年／二月十九日／三月二十一日(背表紙)		縦罫紙と綴じ	ペン	26×18.5	
169*	昭和三十九年(上)／四月一日自／五月二十二日至(背表紙)		縦罫紙と綴じ	ペン	26×18.5	
170*	昭和三十九年(上)／自五月二十三日／至六月二十五日(背表紙)		縦罫紙と綴じ	ペン、ボールペン	26×18.5	
171*	昭和三十九年(上)／自六月二十六日／至八月三日(背表紙)		縦罫紙と綴じ	ペン	26×18.5	
172*	昭和三十九年(上)／八月三日／九月二十一日(背表紙)		縦罫紙と綴じ	ペン	26×18.5	
173*	昭和三十九年(上)／九月二十一日／十一月七日(背表紙)		縦罫紙と綴じ紙カバー	ペン	26×17.5	
174*	昭和三十九年／十一月八日／十二月二十四日(背表紙)		縦罫紙と綴じ	ペン	26×18.5	
175	自三十九年十二月二十五日／至四十年二月十九日／日誌／総代	*	縦罫紙と綴じ	ペン、表紙のみフェルトペン	26×18.5	
176	協和会日誌	*	「自昭和四〇年拾月壹日／至昭和四〇年拾壹月拾四日(背表紙年月日印字)」	縦罫紙と綴じ	ペン、表紙のみ筆	26×18.5
177	自昭和四〇年貳月廿日／至昭和四〇年五月貳五日／協和会日誌	*	縦罫紙と綴じ	ペン、表紙のみフェルトペン、年月日印字	26×18.5	
178	自昭和四〇年五月貳六日／至昭和四〇年九月参拾日／協和会日誌	*	縦罫紙と綴じ	ペン、表紙のみフェルトペン、年月日印字	26×18.5	
179	協和会日誌	*	「自昭和四〇年拾壹月拾五日／至昭和四〇年拾壹月拾参日(背表紙年月日印字)」	縦罫紙と綴じ	ペン、表紙のみ筆	26×18.5
180	協和会日誌	*	「自昭和四〇年拾壹年参月拾四日／至昭和四〇年拾壹年参月廿日(背表紙年月日印字)」	縦罫紙と綴じ	ペン、表紙のみ筆	26×18.5
181	協和会日誌	*	「自昭和四〇年拾壹年四月貳八日／至昭和四〇年拾壹年六月拾五日(背表紙年月日印字)」	縦罫紙と綴じ	ペン、表紙のみ筆	26×18.5
182	協和会日誌	*	「自昭和四〇年拾壹年参月貳拾日／至昭和四〇年拾壹年四月貳七日(背表紙年月日印字)」	縦罫紙と綴じ	ペン、表紙のみ筆	26×18.5
183	協和会日誌	*	「自昭和四〇年拾壹年六月拾六日／至昭和四〇年拾壹年八月貳日(背表紙年月日印字)」	縦罫紙と綴じ	ペン、表紙のみ筆	26×18.5
184	協和会日誌	*	「自昭和四〇年拾壹年八月三日／至昭和四〇年拾壹年十月一日(背表紙タイプ印字)」	縦罫紙と綴じ	ペン、表紙のみ筆	26×18.5
185	協和会日誌	*	「自昭和四〇年拾壹年十月二日／至昭和四〇年拾壹年十一月二十九日(背表紙タイプ印字)」	縦罫紙と綴じ	ペン、表紙のみ筆	26×18.5
186	協和会日誌	*	「自昭和四〇年拾壹年十一月三十日／至昭和四〇年拾壹年一月十八日(背表紙タイプ印字)」	縦罫紙と綴じ	ペン、表紙のみ筆	26×18.5
187	協和会日誌	*	「自昭和四〇年拾壹年一月十九日／至昭和四〇年拾壹年三月六日(背表紙タイプ印字)」	縦罫紙と綴じ	ペン、表紙のみ筆	26×18.5
188	協和会日誌	*	「自昭和四〇年拾壹年三月六日／至昭和四〇年拾壹年三月三十一日(背表紙タイプ印字)」	縦罫紙と綴じ	ペン、表紙のみ筆	26×18.5
189	協和会日誌	*	「自昭和四〇年拾壹年四月一日／至昭和四〇年拾壹年五月二十七日(背表紙タイプ印字)」	縦罫紙と綴じ	ペン、表紙のみ筆	26×18.5
190*	自昭和四十二年五月二日／至昭和四十二年七月二七日(背表紙タイプ印字)		縦罫紙と綴じ	ペン	26×18.5	
191*	自昭和四十二年七月二十九日／到昭和四十二年九月二十七日(背表紙タイプ印字)		縦罫紙と綴じ	ペン	26×18.5	
192*	自昭和四十二年九月九日／至昭和四十二年十一月二十六日(背表紙タイプ印字)		縦罫紙と綴じ	ペン	26×18.5	
193*	自昭和四十二年十一月二十七日／至昭和四十三年一月十九日(背表紙タイプ印字)		縦罫紙と綴じ	ペン	26×18.5	
194*	自昭和四十三年一月二十日／至昭和四十三年三月十八日(背表紙タイプ印字)		縦罫紙と綴じ	ペン	26×18.5	
195*	自昭和四十三年三月十八日／至昭和四十三年四月二十五日(背表紙タイプ印字)		縦罫紙と綴じ	ペン	26×18.5	
196*	自昭和四十三年四月二十六日／至昭和四十三年七月二日(背表紙タイプ印字)		縦罫紙と綴じ	ペン	26×18.5	
197*	自昭和四十三年七月三日／至昭和四十三年八月二三日(背表紙タイプ印字)		縦罫紙と綴じ	ペン	26×18.5	
198	協和会日誌	*	「昭和四十三年八月二十四日／昭和四十三年十一月七日(背表紙)」	縦罫紙と綴じ紙カバー	ペン、表紙のみフェルトペン	26×18.5
199	日誌	*	「昭和四十三年十一月八日／至昭和四十四年一月十日(背表紙)」	縦罫紙と綴じ紙カバー	ペン、表紙のみフェルトペン	26×18.5
200	* 日誌	*	「昭和四十四年一月十日／昭和四十四年三月十日(背表紙)」	縦罫紙と綴じ紙カバー(背表紙綴)	ペン	26×18

国立療養所大島青松園
協和会(自治会)所蔵「自治日誌」

268	自昭和五十五年六月一日／至昭和五十五年七月三十一日／協和会日誌	*	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ペン、表紙のみフェルトペン	27.5×18.5
269	自昭和五十五年八月一日／至昭和五十五年九月三十日／協和会日誌	*	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ペン、表紙のみフェルトペン	27.5×18.5
270	自昭和五十五年十月一日／至昭和五十五年十一月三十日／協和会日誌	*	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ペン、表紙のみフェルトペン	27.5×18.5
271	自昭和五十五年十二月一日／至昭和五十六年一月三十一日／協和会日誌	*	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ペン、表紙のみフェルトペン	27.5×18.5
272	自昭和五十六年二月一日／至昭和五十六年三月二十四日／協和会日誌	*	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ペン、表紙のみフェルトペン	27.5×18.5
273	自昭和五十六年三月二十五日／至昭和五十六年五月二十一日／協和会日誌	*	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ペン、表紙のみフェルトペン	27.5×18.5
274	自昭和五十六年五月二十二日／至昭和五十六年七月二十日／協和会日誌	*	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ペン、表紙のみフェルトペン	27.5×18.5
275	自昭和五十六年七月二十一日／至昭和五十六年九月三十日／協和会日誌	*	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ペン、表紙のみフェルトペン	27.5×18.5
276	自、昭和五十六年十月一日／至、昭和五十六年十二月三日／協和会日誌	*	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ペン、表紙のみフェルトペン	27.5×18.5
277	自、昭和五十六年十二月四日／至、昭和五十七年一月二十四日／協和会日誌	*	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ペン、表紙のみフェルトペン	27.5×18.5
278	自、昭和五十七年一月二十五日／至、昭和五十七年一月三十一日／協和会日誌	*	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ペン、表紙のみフェルトペン	27.5×18.5
279	自、昭和五十七年二月一日／至、同同五月六日／協和会日誌	*	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ペン、表紙のみフェルトペン(青)、貼紙には鉛筆もあり	27.5×18.5
280	自昭和五十七年五月七日／至同同七月三十日	*	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ペン、表紙のみフェルトペン	27.5×18.5
281	自昭和五十七年七月三十日／至同同十月三十一日／協和会日誌	*	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ペン、表紙のみフェルトペン	27.5×18.5
282	自昭和五十七年十一月一日／至同同五十八年一月三十一日／協和会日誌	*	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ペン、表紙のみフェルトペン	27.5×18.5
283	自昭和五十八年二月一日／至同同四月三〇日／協和会日誌	*	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ペン、表紙のみフェルトペン	27.5×18.5
284	昭和五十八年五月一日／同同八月十二日／協和会日誌	*	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ペン、表紙のみフェルトペン	27.5×18.5
285	昭和五十八年八月十二日／同同十一月五日／協和会日誌	*	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ペン、表紙のみフェルトペン	27.5×18.5
286	昭和五十八年十一月二十八日／同同五十九年一月三十一日／協和会日誌／会長	*	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ペン、表紙のみフェルトペン	27.5×18.5
287	自昭和五十九年二月一日／至昭和五十九年四月十日／協和会日誌	*	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ペン、表紙のみフェルトペン	27.5×18.5
288	自昭和五十九年四月十日／至昭和五十九年六月二十七日／協和会日誌	*	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ペン、表紙のみフェルトペン	27.5×18.5
289	自昭和五十九年六月二十八日／至昭和五十九年九月二十七日／協和会日誌	*	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ペン、表紙のみフェルトペン	27.5×18.5
290	自昭和五十九年九月二十八日／至昭和五十九年十二月五日／協和会日誌	*	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ペン、表紙のみフェルトペン	27.5×18.5
291	自昭和五十九年十二月六日／至昭和六〇年一月三十一日／協和会日誌	*	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ペン、表紙のみフェルトペン	27.5×18.5
292	自昭和六〇年二月一日／至昭和六〇年四月二〇日／協和会日誌	*	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ペン、表紙のみフェルトペン	27.5×18.5
293	自昭和六〇年四月二十一日／至昭和六〇年七月九日／協和会日誌	*	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ペン、表紙のみフェルトペン	27.5×18.5
294	自昭和六〇年九月三〇日／至昭和六〇年九月三〇日／協和会日誌	*	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ペン、表紙のみフェルトペン	27.5×18.5
295	自昭和六〇年十月一日／至昭和六〇年十二月十一日／協和会日誌	*	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ペン、表紙のみフェルトペン	27.5×18.5
296	自昭和六〇年十二月十二日／至昭和六一年一月三十一日／協和会日誌	*	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ペン、表紙のみフェルトペン	27.5×18.5
297	自昭和六一年二月一日／至同同四月二十三日／協和会日誌	*	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ペン、表紙のみ筆	27.5×18.5
298	自昭和六一年四月二十三日／至同同八月十一日／協和会日誌	*	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ペン、表紙のみ筆	27.5×18.5
299	自、昭和六一年八月十二日／至、同十一月十四日／協和会日誌	*	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ペン、表紙のみ筆	27.5×18.5
300	昭和六十一年十一月十五日／同六十二年二月十一日／協和会日誌	*	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ペン、表紙のみ筆	27.5×18.5
301	自昭和六十二年二月十二日／至同同四月二十九日／日誌	*	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ペン、表紙のみ筆	27.5×18.5
302	自昭和六十二年四月三〇日／至同同八月四日／日誌	*	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ペン、表紙のみ筆	27.5×18.5
303	昭和六十二年八月四日／同同十一月九日／日誌	*	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ペン、表紙のみ筆	27.5×18.5
304	昭和六十二年十一月九日／同六十二年一月三十一日	*	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ペン、表紙のみ筆	27.5×18.5
305	昭和六十三年二月一日／同三月二〇日／日誌	*	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ペン、表紙のみ筆	27.5×18.5
306	昭和六十三年三月二十三日／同五月三十日／日誌	*	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ペン、表紙のみ筆	27.5×18.5
307	昭和六十三年五月三十一日／同八月十日／日誌	*	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ペン、表紙のみ筆	27.5×18.5
308	自昭和六十三年八月十日／至昭和六十三年十二月十二日／日誌	*	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ペン、表紙のみ筆	27.5×18.5
309	自昭和六十三年十二月十三日／至平成元年五月一日／日誌	*	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ペン、表紙のみフェルトペン	27.5×18.5
310	自平成元年五月二日／至平成元年九月十二日／協和会日誌	*	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ペン	27.5×18.5
311	自平成元年九月十三日／至平成二年一月三日	*	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ペン、表紙のみフェルトペン	27.5×18.5
312	平成二年二月一日／同三月十六日／協和会日誌	*	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ペン、表紙のみ筆	27.5×18.5
313	平成二年三月十七日自／同五月三十一日自／協和会日誌	*	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ペン、フェルトペン、表紙のみ筆	27.5×18.5
314	自平成二年六月一日／至同同八月三十一日／協和会日誌	*	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ペン、表紙のみ筆	27.5×18.5
315	自平成二年九月一日／至同同十二月十四日／協和会日誌	*	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ペン、表紙のみ筆	27.5×18.5
316	自平成三年三月三十一日／自平成二年十二月十四日／協和会日誌	*	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ペン、表紙のみ筆	27.5×18.5
317	自平成三年四月一日／至平成三年七月六日／強化会日誌	*	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ペン、表紙のみフェルトペン	27.5×18.5
318	自平成三年七月八日／至平成三年十月二日／協和会日誌	*	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ペン、表紙のみフェルトペン	27.5×18.5
319	自平成三年十月二三日／至平成四年一月二八日	*	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ペン、表紙のみフェルトペン	27.5×18.5
320	自平成四年一月二九日／至同同同同四月十五日／協和会日誌	*	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ペン、表紙のみフェルトペン	27.5×18.5
321	自、平成四年四月十六日／至、平成四年六月二十二日／協和会日誌	*	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ペン、表紙のみフェルトペン	27.5×18.5
322	自、平成四年六月二十三日／至同同同同九月二十日／協和会日誌	*	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ペン、表紙はフェルトペン+ペン	27.5×18.5
323	協和会日誌(自平成四年十月一日／至同同同同四十二二十)	*	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ペン、表紙のみフェルトペン	27.5×18.5
324	協和会日誌(自平成四年十二月二十三日／至平成五年三月十五日)	*	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ペン、表紙のみフェルトペン	27.5×18.5
325	協和会日誌(自平成五年三月十六日／至同同五月三十一日)	*	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ペン、表紙のみ筆	27.5×18.5
326	自平成五年六月一日／至同同八月三十一日／協和会日誌	*	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ペン、表紙のみフェルトペン	27.5×18.5
327	自平成五年九月一日／至平成五年十二月八日／協和会日誌	*	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ペン、表紙のみ筆	27.5×18.5
328	自平成五年12月9日／至平成六年三月二十二日／協和会日誌	*	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ペン、表紙のみフェルトペン	27.5×18.5
329	平成六年三月二十三日／協和会日誌	*	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ペン、表紙のみフェルトペン	27.5×18.5
330	協和会日誌(自平成六年八月十日／至同同同同七月三十一日)	*	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ペン、表紙のみフェルトペン	27.5×18.5
331	自平成七年二月一日／至同同同同同同四月二十六日／協和会日誌	*	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ペン、表紙のみフェルトペン	27.5×18.5
332	自、平成七年四月二十七日／至、同同同同同同七月三十一日／協和会日誌	*	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ペン、表紙のみフェルトペン	27.5×18.5
333	平成七年八月一日／同同同同同同十月三十一日／協和会日誌	*	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ペン、表紙のみ筆	27.5×18.5
334	平成七年十一月一日／同同同同同同十二月三十一日／協和会日誌	*	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ペン、表紙のみフェルトペン	27.5×18.5

国立療養所大島青松園
協和会(自治会)所蔵「自治日誌」

335	*	「自平成八年一月一日／至平成八年三月三十一日」(背表紙テプラ印字)	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ボールペン	26×18.5
336	*	「自平成八年三月二十二日／至平成八年六月十二日」(背裏紙テプラ印字)	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ボールペン、ペン	26×18.5
337	*	「自平成八年六月十三日／至平成八年十月九日」(背表紙テプラ印字)	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ボールペン、ペン	26×18.5
338	*	「自平成八年十月十日／至平成八年一月三十一日」(ママ)(背表紙テプラ印字)	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ペン	26×18.5
339		自平成九年二月一日／至〃〃〃五月十二日／協和会日誌	*	ペン、ボールペン、表紙のみフェルトペン	26×18.5
340		自平成九年五月十三日／至平成九年八月二十日／協和会日誌	*	ペン、ボールペン、表紙のみフェルトペン	26×18.5
341		自平成九年八月二十一日／至平成九年十二月十二日／協和会日誌	*	ペン、表紙のみフェルトペン	26×18.5
342		自平成九年十二月十三日／至平成十年三月十八日／協和会日誌	*	ペン、表紙のみフェルトペン	26×18.5
343		自平成十年三月十九日／至平成十年六月二十四日／協和会日誌	*	ペン、表紙のみフェルトペン	26×18.5
344		自H10.6.25日／至H10.10.20日	「自平成十年六月二十五日／至平成十年十月二十日」(背表紙テプラ印字)	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ペン、表紙のみ鉛筆
345		自H10.10.21日／至H11.2.23	「自平成十年十月二十一日／至平成十一年二月二十三日」(背表紙テプラ印字)	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ペン、表紙のみ鉛筆
346		H11.2.24日／H11.8.18	「自平成十一年二月二十四日／至平成十一年八月十八日」(背表紙テプラ印字)	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ペン、ボールペン、表紙のみ鉛筆
347		自H11.8.19日至H12.2.29	「自平成十一年八月十九日／至平成十二年二月二十九日」(背表紙テプラ印字)	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ボールペン、ペン、表紙のみ鉛筆
348		自平成十二年三月一日／至平成十二年八月三十一日	「自平成十二年三月一日／至平成十二年八月三十一日」(背表紙テプラ印字)	縦罫紙洋綴じ紙カバー	サインペン、表紙のみ鉛筆
349		自平成12年9月1日／至〃13年2月28日／協和会日誌	*	縦罫紙洋綴じ紙カバー	サインペン、ペン、ボールペン
350		平成十三年三月一日／〃六月一日／協和会日誌	*	縦罫紙洋綴じ	サインペン
351		平成十三年六月二十日／〃十一月十五日／協和会日誌	「自平成十三年六月二十日／至平成十三年十一月十五日」(背表紙テプラ印字)	縦罫紙洋綴じ	サインペン
352	*	「自平成十三年十一月十六日／至平成十四年四月十一日」(背表紙テプラ印字)	縦罫紙洋綴じ紙カバー	サインペン、ペン	26×18.5
353		協和会日誌	「自平成十四年四月十二日／至平成十四年十月三十一日」(背表紙テプラ印字)	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ペン、ボールペン
354		協和会日誌	「自平成十四年十一月一日／至平成十五年一月三十一日」(背表紙)	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ペン、表紙のみサインペン
355		協和会日誌	「自平成十五年二月一日／至平成十五年六月十三日」(背表紙テプラ印字)	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ボールペン、サインペン
356		協和会日誌	「自平成一五年六月十六日／至平成一五年十一月二十四日」(背表紙テプラ印字)	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ボールペン、表紙のみサインペン
357		協和会日誌	「自平成十五年十一月二十五日／至平成十六年三月三十一日」(背表紙テプラ印字)	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ボールペン、表紙テプラ印字
358		協和会日誌	「自平成十六年四月一日／至平成十六年八月三十一日」(背表紙テプラ印字)	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ボールペン、表紙テプラ印字
359		協和会日誌	「自平成十六年九月一日／至平成十七年三月三十一日」(背表紙テプラ印字)	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ボールペン、表紙テプラ印字
360		協和会日誌	「自平成十七年二月一日／至平成十七年八月十五日」(背表紙テプラ印字)	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ペン、表紙テプラ印字
361		自平成十七年八月十七日／至平成十八年三月九日／協和会日誌	*	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ペン、筆、表紙テプラ印字、表紙年月日のみサインペン
362		協和会日誌	「自平成十八年三月十日／至平成十八年七月二十一日」(背表紙テプラ印字)	縦罫紙洋綴じ紙カバー	26×18.5
363		協和会日誌	「自平成十八年七月二十二日／至平成十九年一月三十一日」(背表紙テプラ印字)	縦罫紙洋綴じ紙カバー	筆、サインペン、表紙テプラ印字
364		協和会日誌	背表紙「自平成十九年二月一日／至平成十九年十二月二十八日」(背表紙テプラ印字)	縦罫紙洋綴じ紙カバー	筆、表紙テプラ印字
365		自平成二十年一月一日／至平成二十年九月十七日／協和会日誌	*	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ボールペン、表紙テプラ印字
366		自平成二十年九月十八日／至平成二十一年五月三十一日／協和会日誌	*	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ボールペン、サインペン、表紙テプラ印字、表紙年月日サインペン
367		協和会日誌	「自平成二十一年六月一日／至平成二十二年五月二十二日」(背表紙テプラ印字)	縦罫紙洋綴じ紙カバー	サインペン、表紙テプラ印字
368		協和会日誌	「自平成二十二年五月二十一日／至平成二十三年四月二十六日」(背表紙テプラ印字)	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ボールペン、サインペン、表紙テプラ印字
369		平成23年4月27日	「自平成二十三年四月二十七日／至平成二十三年十一月三十日」(背表紙テプラ印字)	縦罫紙洋綴じ紙カバー	ボールペン、サインペン、表紙テプラ印字
				サインペン、表紙のみ鉛筆	26×18.5

国立療養所大島青松園協和会(自治会)所蔵倉庫史料

id	表題	内容	作成者	時期	形態	数量	備考
1	日本MTL／昭和拾壹年九月号／至昭和拾四年拾貳月号			1936	縦帳	1	厚2cm
2	*[らい予防法の条文・施行規則類]	庶239号らい予防法の施行について(厚生次官→都道府県知事、1953/9/16)		1953	仮綴	1	謄写版、ホチキス留
3	第一回瀬戸内ブロック会議決定事項／昭和三十一年九月五、六日開催於邑久光明園／長島支部・大島支部・邑久支部	各支部提出議題の審議結果をまとめたもの		1956	仮綴	1	ホチキス留
4	高等学校設立具体案について／長島支部提案(設置は3ヶ所ほか)			(1955頃?)	仮綴	1	ホチキス留
5	支部報／No.5001～			1986-1989	仮綴	1	バインダ、No.2501~2651、厚6cm
6	支部報／No.2652～			1989-1991	仮綴	1	バインダ、No.2652~2748、厚5cm、自治会役員供覧印あり
7	経理計画関係書類綴／自昭和六十年年度	指定施設における業務範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について(厚生省社会・援護局長→各都道府県知事・指定都市市長・中核市市長、2000/7/4)および関連法令を綴じたもので表題とは全く別の中味		2000	仮綴	1	バインダ、厚2cm
8	予算要求統一行動記録(平成4・5・6年度)		全患協中央交渉団	1991-1993	仮綴	1	バインダ、厚1cm
9	昭和六年三月八日制定／昭和五十年二月一日改正施行／協和会会則	「会則・規定」「細則」「慣例・会員申し合わせ」の3分類で、各条文を写す、昭和50年2月改正の次の改正時における手書メモあり、設立当時の規約はない	協和会	1975	仮綴	1	バインダ、厚1.5cm、表紙に「保管」と押印・「会長」と書込あり
10	大島青松園創立五十周年記念行事参考綴	1959年秋頃に開催された創立50周年記念する各種催物について、園との予算交渉、分館への物品請求、行事運営に関する記録。末尾に開所四十周年記念行事予算表など、ごく一部40周年関係の記録も含まれる。長期在園者への記念品贈呈(名簿あり)、気合い諸依頼総代副総代主任及び其の待遇楷勤一覧表(氏名別役職経験回数)、トランプ大会資金明細、音楽団、共楽団。	協和会	1959	仮綴	1	バインダ、厚2cm

国立療養所大島青松園協和会(自治会)所蔵倉庫史料

11	昭和五十七年七月一日改正施行／全国ハンセン氏病患者協議会規約／事務局役員出張規定／" " 給与規定／各支部交通費支払基準表／(副会長)	※表題日付、「60年6月1日」と修正 全国ハンセン病患者協議会規約・規定集 (全患協事務局、昭和60年6月1日改正)、 各支部間交通費支払基準表(全患協、昭和 63年7月1日改正)の2点を綴じる		1985- 1988	仮綴	1	バインダ、厚1cm
12	大島青松園創立八十周年／記念行事参考綴	国利療養所大島青松園創立八十周年記念 式次第／大島青松園永年療養者名簿 (在園50年以上)、記念行事日程表、記念 ゲートボール大会、園長名感謝状写(真宗 同朋会専属教師宛ほか)、関係予算、『青 松』記念特集号原稿依頼、記念カラオケ大 会 ※自治会創立60周年記念行事実施計画 (1991/11/12)挟み込み…80周年とは無関 係	協和会	1989	仮綴	1	バインダ、厚1cm
13	不二出版史料返却につき書簡	藤野氏史料集編集にともなうもの。id14-26 を列記する		2003		1	クリップどめ
14	昭和二十八年八月／らい予防法関係法令 及び逐条説明／愛媛県衛生部予防課				縦帳	1	28p
15	らい予防法案	条文写し		1953	縦帳	1	19p、ホチキス留め、表紙に「大 島そがのかすみ」と記述
16	ハンゼン氏病法(草案)			1953	縦帳	1	19p、46条、ホチキス留め、表紙 に「大島支部」と記述
17	ハンゼン氏病法[草案]			1953か	縦帳	1	18p、37条、ホチキス留め
18	昭和二十七年度(一)ノ一／全癩患協書類 綴	全患協より送付された通信類を綴じたも の。三園長国会証言問題、全生園園内通 用券切替にあたっての職員不正使用問題、 昭和27年度予算等			縦帳	1	厚1.5cm
19	大島療養所を訪問するの記		田中文男	1935	縦帳	1	20p、抜き刷り風、末尾「自治会 蔵書」の押印あり、長田穂波が 寄贈したもの

国立療養所大島青松園協和会(自治会)所蔵倉庫史料

20	昭和二十七年度(六)ノ全癩患協書類綴	全患協より送付された通信類を綴じたもの。支部長代表派遣、請願(療養所内の選挙演説許可、研究所、文化教養費予算計上ほか)、衆参厚生委員会視察団公聴会速記抄録、癩予防法による被害実例(癩予防法改正促進委員会)	1952-1953	縦帳	1	厚2cm
21	昭和二十八年度(一)ノ全患協書類綴	全患協より送付された通信類を綴じたもの。「予防法改正問題の現況について」(全癩患協議長→各支部長)、昭和二十八年度厚生省所管予算抜粋	1953	縦帳	1	厚0.5cm
22	昭和二十八年度(三)ノ全患協書類綴	全患協より送付された通信類を綴じたもの。一部大島園内放送の原稿もある。主にらい予防法反対運動の関連動向について知らせたもの。	1953	縦帳	1	厚1cm
23	昭和二十八年度(六)ノ全患協書類綴	全患協より送付された通信類を綴じたもの。1953/7-8。主にらい予防法反対運動の関連動向について知らせたもの。	1953	縦帳	1	厚1cm
24	昭和二十八年度(八)ノ全患協書類綴	全患協より送付された通信類を綴じたもの。1953/9。	1953	縦帳	1	厚0.5cm
25	昭和二十八年度(予備)ノ全患協書類綴	全患協より送付された通信類を綴じたもの。1953/8。主にらい予防法反対運動の関連動向について知らせたもの。	1953	縦帳	1	厚1.5cm
26	第二回支部長会議ノ議事録控	1953/9/25-29栗生楽泉園で開催された支部長会議議事録	1953	縦帳	1	厚1cm、41枚